

# 労働者派遣事業報告書に添付される労使協定書の賃金等の記載状況について（一部事業所の集計結果（令和3年度））

資料6

## 【集計の概要】

労働者派遣法第23条により派遣元事業主に提出を求めている「労働者派遣事業報告書」(※1)及び当該報告書に添付された労使協定書(※2)から、一部事業所を抽出して集計を行ったもの。

※1 労働者派遣事業報告書：「労働者派遣法」では派遣元事業主に對し、それぞれの事業年度ごとの運営状況についての報告書を厚生労働大臣に提出するよう定めている。

※2 本集計は、令和3年6月1日時点で有効な労使協定書等について集計したもの。

## 〔抽出方法〕

- ・職業全体の集計：労働者派遣事業報告書（令和2年6月1日現在の状況）の提出のあった約4万事業所から、400事業所を企業規模別に層化無作為抽出。
- ・職業(業務)別の集計：各業務ごとに、労働者派遣事業報告書（令和2年6月1日現在の状況）に当該業務の実績がある事業所の全数を母集団とし、企業規模別に無作為抽出。なお、各業務ごとのサンプルサイズは、当該事業報告の賃金額の標準偏差から必要サンプルサイズを算出し、それ以上になるよう設定している。また、職業(業務)別の集計については、一般賃金の額（令和3年度）を用いる労使協定書の賃金の記載状況を集計するため、一般賃金の額（令和2年度）となる例外的取扱い(※3)を用いている事業所は除外している。

※3 職発1020第3号「令和3年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」の第1の5における「現下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う労働市場への影響等を踏まえた取扱い」をいう。

## 1 選択している待遇決定方式

選択している待遇決定方式	選択の割合 (N=322)
派遣先均等・均衡方式	7.8%
労使協定方式	88.2%
併用	4.0%

(注1) 「派遣先均等・均衡方式」は、労働者派遣法第30条の3に基づく待遇決定方式、「労使協定方式」は、同法第30条の4に基づく待遇決定方式をいう。

(注2) 「選択している待遇決定方式」については、労働者派遣事業報告書(令和3年6月1日時点)において、

- ①「協定対象派遣労働者」の人数が空欄又は「0」と記載されている場合に「派遣先均等・均衡方式」を選択している事業所としている。
- ②「協定対象派遣労働者」の人数が計上されている場合に「労使協定方式」を選択している事業所としている。
- ③「派遣労働者」全体の人数と「協定対象派遣労働者」の人数に差がある場合、待遇決定方式を「併用」している事業所としている。

(注3) 「労使協定方式」及び「併用」を選択している事業所のうち、例外的取扱いを用いている事業所は4.4%（全体の4.0%）となっている。

## 2 労使協定書の賃金（基準値0年）の記載状況（令和3年度）（全国計100.0）

抽出された事業所の各労使協定書に記載される賃金の額（基準値0年）の下限額を集計したものであり、実際に派遣労働者に支払われる賃金額を計上したものではないことに留意。（例えば、協定書上「1,000円～」など幅をもった書き方の場合には、「1,000円」として集計している。）

労使協定書の賃金（基準値0年）の記載状況（全国計100.0）

職業分類 (サンプルサイズ)	平均額	最大値	中央値	一般賃金水準 との差額の平 均値	賃金構造基本統計 調査①と職業安定 業務統計②等の使 用割合
01管理的公務員	—	—	—	—	①：— ②：—
02法人・団体の役員	—	—	—	—	①：— ②：—
03法人・団体の管理職員	—	—	—	—	①：— ②：—
04その他の管理的職業	—	—	—	—	①：— ②：—
05研究者 N=74	1,266円	1,446円	1,262円	4円	①：0% ②：100%
06農林水産技術者	—	—	—	—	①：— ②：—
07開発技術者 N=129	1,262円	1,734円	1,235円	31円	①：0% ②：100%
08製造技術者 N=124	1,247円	2,504円	1,246円	17円	①：2% ②：98%
09建築・土木技術者等 N=105	1,448円	2,844円	1,408円	50円	①：0% ②：100%
10情報処理・通信技術者 N=163	1,350円	2,012円	1,310円	21円	①：21% ②：76%
11その他の技術者 N=101	1,285円	3,077円	1,218円	66円	①：0% ②：100%
12医師、薬剤師等	—	—	—	—	①：— ②：—

(参考)

(円)

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした 一般基本給・賞与等の額（時給換算）の基準 値（0年）（令和3年度適用）	
01管理的公務員	1,113
02法人・団体の役員	1,552
03法人・団体の管理職員	1,531
04その他の管理的職業	1,314
05研究者 051研究者	1,262 1,262
06農林水産技術者	1,063
07開発技術者 071食品開発技術者 072電気・電子開発技術者等 073機械開発技術者 074自動車開発技術者 075輸送用機器開発技術者 076金属製錬・材料開発技術者 077化学品開発技術者 079その他の開発技術者	1,235 1,158 1,253 1,225 1,226 1,138 1,211 1,246 1,225
08製造技術者 081食品製造技術者 082電気・電子製造技術者等 083機械製造技術者 084自動車製造技術者 085輸送用機器製造技術者 086金属製錬・材料製造技術者 087化学品製造技術者 089その他の製造技術者	1,246 1,120 1,299 1,181 1,167 1,166 1,151 1,173 1,159
09建築・土木技術者等 091建築技術者 092土木技術者 093測量技術者	1,408 1,392 1,457 1,174
10情報処理・通信技術者 101システムコンサルタント 102システム設計技術者 103プロジェクトマネージャー 104ソフトウェア開発技術者 105システム運用管理者 106通信ネットワーク技術者 109その他の情報処理技術者等	1,310 1,301 1,343 1,612 1,308 1,255 1,286 1,260
11その他の技術者 119その他の技術者	1,218 1,218
12医師、薬剤師等	1,811

職業分類 (サンプルサイズ)	平均額	最大値	中央値	一般賃金水準 との差額の平 均値	賃金構造基本統計 調査①と職業安定 業務統計②等の使 用割合	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした 一般基本給・賞与等の額(時給換算)の基準 値(0年)(令和3年度適用)
13保健師、助産師等 N=124	1,318円	1,893円	1,283円	10円	①： 7% ②： 93%	13保健師、助産師等 131保健師 1,316 132助産師 1,460 133看護師、准看護師 1,281
14医療技術者	—	—	—	—	①： — ②： —	14医療技術者 1,278
15その他の保健医療 N=103	1,147円	1,284円	1,144円	5円	①： 7% ②： 93%	15その他の保健医療 1,144 151栄養士、管理栄養士 1,093 152あん摩マッサージ指圧師等 1,220 153柔道整復師 1,308 159他に分類されない保健医療 1,149
16社会福祉の専門的職業 N=111	1,172円	1,284円	1,173円	5円	①： 7% ②： 92%	16社会福祉の専門的職業 1,173 161福祉相談・指導専門員 1,158 162福祉施設指導専門員 1,131 163保育士 1,149 169その他の社会福祉の職業 1,236
17法務の職業	—	—	—	—	①： — ②： —	17法務の職業 1,326
18経営・金融等の職業	—	—	—	—	①： — ②： —	18経営・金融等の職業 1,322
19教育の職業	—	—	—	—	①： — ②： —	19教育の職業 1,165
20宗教家	—	—	—	—	①： — ②： —	20宗教家 1,165
21著述家、記者、編集者 N=110	1,205円	1,744円	1,193円	8円	①： 0% ②： 100%	21著述家、記者、編集者 1,192 211著述家 1,248 212記者 1,179 213編集者 1,175
22美術家、デザイナー等 N=127	1,169円	1,918円	1,155円	23円	①： 0% ②： 100%	22美術家、デザイナー等 1,155 221彫刻家 - 222画家、書家、漫画家 1,080 223工芸美術家 1,013 224デザイナー 1,168 225写真家、映像撮影者 1,082
23音楽家、舞台芸術家 N=116	1,170円	1,913円	1,160円	14円	①： 0% ②： 94% 独自： 3%	23音楽家、舞台芸術家 1,159 231音楽家 - 233俳優 - 234プロデューサー、演出家 1,170 235演芸家 -
24その他の専門的職業 N=133	1,201円	1,808円	1,188円	18円	①： 1% ②： 99%	24その他の専門的職業 1,188 241図書館司書 1,061 242学芸員 1,116 243カウンセラー 1,292 244個人教師 1,159 245職業スポーツ家 1,005 246通信機器操作員 1,106 249他に分類されない専門 1,250
25一般事務員 N=187	1,074円	1,632円	1,045円	17円	①： 0% ②： 100%	25一般事務員 1,041 251総務事務員 1,092 252人事事務員 1,247 253企画・調査事務員 1,240 254受付・案内事務員 1,058 255秘書 1,244 256電話応接事務員 1,107 257総合事務員 1,016 258医療・介護事務員 967 259その他の一般事務の職業 1,102

職業分類 (サンプルサイズ)	平均額	最大値	中央値	一般賃金水準 との差額の平 均値	賃金構造基本統計 調査①と職業安定 業務統計②等の使 用割合	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした 一般基本給・賞与等の額(時給換算)の基準 値(0年)(令和3年度適用)
26会計事務員 N=133	1,142円	1,632円	1,150円	7円	①: 0% ②: 100%	26会計事務員 1,150 261現金出納事務員 1,044 262銀行等窓口事務員 1,020 263経理事務員 1,136 269その他の会計事務の職業 1,261
27生産関連事務員 N=124	1,126円	1,234円	1,126円	7円	①: 0% ②: 100%	27生産関連事務員 1,126 271生産現場事務員 1,157 272出荷・受荷係事務員 1,077
28営業・販売関連事務員 N=134	1,158円	1,632円	1,151円	6円	①: 0% ②: 100%	28営業・販売関連事務員 1,151 281営業・販売事務員 1,129 289その他の営業・販売事務 1,254
29外勤事務員 N=79	1,120円	1,198円	1,111円	3円	①: 0% ②: 100%	29外勤事務員 1,111 291集金人 1,123 292訪問調査員 1,273 299その他の外勤事務の職業 1,065
30運輸・郵便事務 N=86	1,162円	1,280円	1,203円	5円	①: 0% ②: 100%	30運輸・郵便事務 1,203 301旅客・貨物係事務員 999 302運行管理事務員 1,217 303郵便事務員 894
31事務用機器操作の職業 N=142	1,076円	1,463円	1,067円	7円	①: 6% ②: 93%	31事務用機器操作の職業 1,067 311パソコン操作員 1,085 312データ入力係員 1,040 313コンピュータ操作員 1,133 319その他の事務用機器操作 1,071
32商品販売の職業 N=76	1,093円	1,210円	1,109円	7円	①: 19% ②: 80%	32商品販売の職業 1,109 321小売店主・店長 1,256 322卸売店主・店長 1,363 323小売店販売員 1,099 324卸売・商品実演販売員 1,176 325商品訪問・移動販売員 1,130 326再生資源回収・卸売人 1,194 327商品仕入営業員 1,253
33販売類似の職業 N=42	1,254円	1,350円	1,267円	6円	①: 0% ②: 100%	33販売類似の職業 1,267 331不動産仲介・売買人 1,283 332保険代理人、保険仲立人 1,139 333有価証券売買・仲立人 - 334質屋店主・店員 1,134 339その他の販売類似の職業 1,123
34営業の職業 N=75	1,247円	1,469円	1,238円	6円	①: 0% ②: 100%	34営業の職業 1,238 341飲食料品販売営業員 1,209 342化学品販売営業員 1,196 343医薬品営業員 1,241 344機械器具販売営業員 1,186 345通信・情報システム営業員 1,290 346金融・保険営業員 1,178 347不動産営業員 1,320 349その他の営業の職業 1,242
35家庭生活支援サービス N=60	1,115円	1,180円	1,113円	2円	①: 0% ②: 100%	35家庭生活支援サービス 1,113 351家政婦(夫)、家事手伝 1,130 359その他の家庭生活サービス 1,093
36介護サービスの職業 N=126	1,082円	1,203円	1,073円	4円	①: 6% ②: 94%	36介護サービスの職業 1,073 361施設介護員 1,046 362訪問介護職 1,201
37保健医療サービス N=120	963円	1,178円	958円	6円	①: 12% ②: 88%	37保健医療サービス 958 371看護助手 928 372歯科助手 983 379その他の保健医療サービス 968
38生活衛生サービス N=101	1,077円	1,167円	1,156円	6円	①: 7% ②: 93%	38生活衛生サービス 1,156 381理容師 1,330 382美容師 1,148 383美容サービス職 1,103 384浴場従事人 1,048 385クリーニング職 1,004 389その他の生活衛生サービス 995

職業分類 (サンプルサイズ)	平均額	最大値	中央値	一般賃金水準 との差額の平均 値	賃金構造基本統計 調査①と職業安定 業務統計②等の使 用割合	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした 一般基本給・賞与等の額(時給換算)の基準 値(0年)(令和3年度適用)
39飲食物調理の職業 N=130	1,129円	1,278円	1,157円	12円	①: 22% ②: 78%	39飲食物調理の職業 391調理人 1,157 392バーテンダー 1,212
40接客・給仕の職業 N=132	1,195円	1,343円	1,239円	6円	①: 13% ②: 86%	40接客・給仕の職業 401飲食店主・店長 1,239 402旅館・ホテル支配人 1,321 403飲食物給仕係 1,645 404旅館・ホテル・乗物接客員 1,281 405接客社交係、芸者等 1,070 406娯楽場等接客員 1,081 409その他の接客・給仕の職業 1,156 1,126
41居住施設・ビルの管理 N=84	1,145円	1,480円	1,137円	4円	①: 0% ②: 100%	41居住施設・ビルの管理 411マンション管理人等 1,137 412寄宿舎・寮管理人 1,100 413ビル管理人 1,275 414駐車場・駐輪場管理人 1,162 419その他の居住施設等の管理 1,041 1,180
42その他のサービス N=109	1,083円	1,111円	1,082円	1円	①: 0% ②: 100%	42その他のサービス 421添乗員、観光案内人 1,082 422物品一時預り人 1,063 423物品賃貸人 - 424広告宣伝人 1,054 425葬儀師、火葬係 1,108 426トリマー 1,100 429他に分類されないサービス 973 1,094
43自衛官	—	—	—	—	①: — ②: —	43自衛官 -
44司法警察職員	—	—	—	—	①: — ②: —	44司法警察職員 1,155
45その他の保安職業	—	—	—	—	①: — ②: —	45その他の保安職業 1,048
46農業の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	46農業の職業 1,072
47林業の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	47林業の職業 1,107
48漁業の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	48漁業の職業 1,115
49生産設備(金属) N=90	1,073円	1,391円	1,069円	3円	①: 0% ②: 100%	49生産設備(金属) 491製鉄・製鋼製錬設備等 1,069 492鑄造・鍛造設備 1,052 493金属工作設備制御・監視員 1,059 494金属プレス設備 1,068 495鉄工・製缶設備 1,054 496板金設備制御・監視員 1,097 497めっき・金属研磨設備 1,044 498金属溶接・溶断設備 1,084 499その他の生産設備(金属) 1,097 1,060
50生産設備(金属除く) N=88	1,064円	1,556円	1,057円	5円	①: 0% ②: 100%	50生産設備(金属除く) 501化学製品生産設備 1,057 502窯業製品生産設備 1,075 503食料品生産設備 1,100 504飲料・たばこ生産設備 1,046 505紡織・衣服生産設備等 1,033 506木製製品生産設備等 1,003 507印刷・製本設備 1,043 508ゴム生産設備等 1,051 509その他の生産設備 1,060 1,100

職業分類 (サンプルサイズ)	平均額	最大値	中央値	一般賃金水準 との差額の平 均値	賃金構造基本統計 調査①と職業安定 業務統計②等の使 用割合	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした 一般基本給・賞与等の額(時給換算)の基準 値(0年)(令和3年度適用)	
51生産設備(機械) N=88	1,078円	1,195円	1,072円	4円	①: 0% ②: 100%	51生産設備(機械)	1,071
						511一般機械器具組立設備	1,086
						512電気機械器具組立設備	1,052
						513自動車組立設備	1,060
						514輸送用機械器具組立設備	1,135
						515計量計測機器組立設備等	1,076
52金属材料製造等 N=129	1,099円	1,466円	1,095円	21円	①: 3% ②: 90%	52金属材料製造等	1,095
						521製鉄工、製鋼工	1,079
						522非鉄金属製錬工	1,067
						523鋳物製造工	1,060
						524鍛造工	1,188
						525金属熱処理工	1,109
						526圧延工	1,099
						527汎用金属工作機械工	1,079
						528数値制御金属工作機械工	1,072
						531金属プレス工	1,056
						532鉄工、製缶工	1,127
						533板金工	1,118
						534めっき工、金属研磨工	1,055
						535くぎ・ばね製造工等	1,047
						536金属製品製造工	1,067
						537金属溶接・溶断工	1,126
						539その他の金属材料製造等	1,087
54製品製造・加工処理 N=151	1,030円	1,454円	1,022円	9円	①: 4% ②: 89%	54製品製造・加工処理	1,022
						541化学製品製造工	1,059
						542窯業・土石製品製造工	1,075
						543精穀・製粉製造工等	1,018
						544めん類製造工	1,004
						545パン・菓子製造工	1,030
						546豆腐・こんにゃく製造工等	978
						547かん詰・びん詰製造工等	936
						548乳・乳製品製造工	989
						551食肉加工品製造工	1,084
						552水産物加工工	974
						553保存食品製造工等	975
						554弁当・惣菜類製造工	1,055
						555野菜つけ物工	944
						556飲料・たばこ製造工	1,028
						557繊維工	985
						558衣服・繊維製品製造工	890
						561木製品製造工	1,025
						562パルプ・紙・紙製品製造工	1,019
						563印刷・製本作業員	1,058
						564ゴム製品製造工	1,037
						565プラスチック製品製造工	1,039
						569その他の製品製造等	1,034

職業分類 (サンプルサイズ)	平均額	最大値	中央値	一般賃金水準 との差額の平 均値	賃金構造基本統計 調査①と職業安定 業務統計②等の使 用割合	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした 一般基本給・賞与等の額(時給換算)の基準 値(0年)(令和3年度適用)
57機械組立の職業 N=140	1,063円	1,525円	1,066円	15円	①: 3% ②: 97%	57機械組立の職業 1,066 571一般機械器具組立工 1,113 572電気機械組立工 1,035 573電気通信機械器具組立工 1,011 574電子応用機械器具組立工 1,048 575電子機械器具組立工等 988 576半導体製品製造工 1,030 577電球・電子管組立工 970 578乾電池・蓄電池製造工 1,087 581被覆電線製造工 984 582束線工 917 583電子機器部品組立工 984 584自動車組立工 1,051 585輸送用機械器具組立工 1,066 586計量計測機器組立工 1,052 587光学機械器具組立工 962 588レンズ研磨工・加工工 1,001 591時計組立工 874 599その他の機械組立の職業 1,067
60機械整備・修理の職業 N=89	1,122円	1,646円	1,113円	9円	①: 4% ②: 96%	60機械整備・修理の職業 1,111 601一般機械器具修理工 1,127 602電気機械器具修理工 1,133 603自動車整備工 1,097 604輸送用機械器具整備等 1,125 605計量計測機器修理工等 1,144
61製品検査(金属) N=110	1,039円	1,297円	1,043円	4円	①: 7% ②: 93%	61製品検査(金属) 1,043 611金属材料検査工 1,029 612金属加工・溶接検査工 1,048
62製品検査(金属除く) N=124	1,006円	1,167円	1,008円	6円	①: 0% ②: 100%	62製品検査(金属除く) 1,008 621化学製品検査工 1,079 622窯業製品検査工 1,104 623食料品検査工 1,020 624飲料・たばこ検査工 1,002 625紡織・衣服製品検査工等 898 626木製製品・バルブ検査工等 956 627印刷・製本検査工 967 628ゴム製品検査工等 968 629その他の製品検査の職業 1,013
63機械検査の職業 N=106	1,064円	1,419円	1,065円	4円	①: 3% ②: 97%	63機械検査の職業 1,064 631一般機械器具検査工 1,081 632電気機械器具検査工 1,029 633自動車検査工 1,081 634輸送用機械器具検査工 1,124 635計量計測機器検査工等 1,088
64生産関連・生産類似 N=92	1,135円	1,647円	1,136円	13円	①: 7% ②: 93%	64生産関連・生産類似 1,136 641塗装工 1,137 642画工、看板制作工 1,084 643製図工 1,146 644パタンナー 1,029 649その他の生産関連等 1,077
65鉄道運転の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	65鉄道運転の職業 979
66自動車運転の職業 N=43	1,197円	1,831円	1,232円	24円	①: 10% ②: 88%	66自動車運転の職業 1,245 661バス運転手 1,156 662乗用自動車運転手 1,008 663貨物自動車運転手 1,318 669その他の自動車運転の職業 1,232
67船舶・航空機運転	—	—	—	—	①: — ②: —	67船舶・航空機運転 1,313
68その他の輸送の職業 N=44	1,123円	1,316円	1,118円	10円	①: 0% ②: 100%	68その他の輸送の職業 1,116 681車掌 942 682駅構内係 923 683甲板員、船舶機関員 1,237 684フォークリフト運転作業員 1,118 689他に分類されない輸送 1,100

職業分類 (サンプルサイズ)	平均額	最大値	中央値	一般賃金水準 との差額の平均 値	賃金構造基本統計 調査(①)と職業安定 業務統計(②)等の使 用割合	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした 一般基本給・賞与等の額(時給換算)の基準 値(0年)(令和3年度適用)
69定置・建設機械運転 N=38	1,218円	1,469円	1,228円	17円	①: 5% ②: 95%	69定置・建設機械運転 1,228 691発電員、変電員 1,164 692ボイラーオペレーター 1,079 693クレーン・巻上機運転工 1,285 694ポンプ・送風機運転工 1,158 695建設機械運転工 1,294 696玉掛作業員 1,193 697ビル設備管理員 1,182 699その他の定置機械運転等 1,101
70建設躯体工事の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	70建設躯体工事の職業 1,287
71建設の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	71建設の職業 1,206
72電気工事の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	72電気工事の職業 1,161
73土木の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	73土木の職業 1,215
74採掘の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	74採掘の職業 1,190
75運搬の職業 N=44	1,110円	1,149円	1,099円	2円	①: 0% ②: 100%	75運搬の職業 1,130 751郵便集配員、電報配達員 1,036 752港湾荷役作業員 1,095 753陸上荷役・運搬作業員 1,155 754倉庫作業員 1,099 755配達員 1,149 756荷造作業員 1,029
76清掃の職業 N=39	1,053円	1,137円	1,071円	8円	①: 8% ②: 92%	76清掃の職業 1,071 761ビル・建物清掃員 1,008 762ハウスクリーニング作業員 1,130 763道路・公園清掃員 1,130 764ごみ収集・し尿汲取作業員 1,103 765産業廃棄物収集作業員 1,158 769その他の清掃の職業 1,158
77包装の職業 N=41	966円	979円	969円	1円	①: 0% ②: 100%	77包装の職業 969 771製品包装作業員 970 779その他の包装の職業 941
78その他の運搬等の職業 N=41	1,072円	1,081円	1,073円	1円	①: 2% ②: 98%	78その他の運搬等の職業 1,073 781選別作業員 1,075 782軽作業員 1,076 789他に分類されない運搬等 1,054

(注1) 「職業分類」は、平成23年改定「厚生労働省編職業分類」に基づく中分類。

(注2) 労使協定書に職業分類の小分類のみ記載しているものは、中分類の額とみなして計上している。

また、労使協定書に小分類が複数記載されているものは、その平均額を中分類の額とみなして計上。

(注3) 労使協定書に賃金構造基本統計調査の職種が記載されているものは、対応すると考えられる職業安定業務統計の職業区分(中分類)において集計。

(注4) 各労使協定書について、以下の手順で集計。

① 労使協定書に記載されている基準値(0年)の協定対象派遣労働者の賃金額(下限額)を確認。

② 地域指数を全国(100.0)に換算した額を計算。

※例えば、北海道で1,200円の場合、 $1,200円 \div 0.922$ (地域指数) = 1,301円として集計する。

③ ②で計算した額を各労使協定書の協定対象派遣労働者の賃金額の下限額として集計。

地域指数は、令和2年10月20日付け職発1020第3号「令和3年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」(以下「通達」という。)の第2の1の③の「地域指数」をいう。通達別添3「令和元年度職業安定業務統計による地域指数」を参照。

(注5) 「平均額」は、標本とした各労使協定書に記載されている協定対象派遣労働者の賃金額(下限額)を(注4)の②のとおり地域性を除去した上で、加重平均したもの。

(注6) 「一般賃金水準との差額の平均値」は、標本とした各労使協定書に記載されている協定対象派遣労働者の賃金額(下限額)と「一般賃金水準」の差額を地域性を除去した上で、加重平均したもの。

(注7) 「賃金構造基本統計調査(①)と職業安定業務統計(②)等の使用割合」は、基本給・賞与・手当等を労使協定に定めるに当たって、職種別の基準値として選択した統計調査等の使用割合をいう。①は、通達別添1「令和元年賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金(時給換算)」を表し、②は、通達別添2「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」を表し、「独自」とは、通達の第5に基づく独自統計等を表す。

また、一つの職業分類で①、②等を併用している労使協定書は①、②等のいずれにも集計していないため、①、②等の割合の合計が100%となっていない職業分類もある。

(注8) 「(参考)」は、通達別添2「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」において対応する職業別の基準値(0年)を抜粋したもの。

(注9) 必要サンプルサイズを満たしていない職業等は、「—」と表示。



### 3 能力・経験調整指数の選択状況

能力・経験調整指数の選択状況	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	0.5年	21年以上	その他
選択の割合 (N=291)	94.5%	35.4%	29.6%	68.4%	49.1%	77.7%	17.5%	4.8%	0.3%	8.6%

(注1) 能力・経験調整指数は、通達の第2の1の②の「能力・経験調整指数」をいう。

(注2) 抽出された各事業所について、労使協定書に記載されている能力・経験調整指数を確認。1年、10年など、各能力・経験調整指数を選択している事業所数を集計し、割合を算出。

「能力・経験調整指数〇年を選択している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注3) 「その他」は、通達においては、能力・経験調整指数「0年」、「1年」、「2年」、「3年」、「5年」、「10年」、「20年」を示しているが、労使の判断により「4年」、「7年」、「15年」などを推計して、指数として使うことも可能としており、これらを選択している事業所が含まれる。

### 4 地域指数の選択状況

地域指数の選択状況	都道府県	公共職業安定所	併用	その他
選択の割合 (N=297)	78.8%	15.5%	3.0%	2.7%

(注1) 地域指数は、通達の第2の1の③の「地域指数」をいう。

※ 「地域指数」とは、派遣就業場所の地域の物価等を反映するため、職業安定業務統計の求人平均賃金をもとに、都道府県及び公共職業安定所の管轄地域別に、全国計を100として職業大分類の構成比の違いを除去して算出したもの。

(注2) 抽出された各事業所について、労使協定書に記載されている地域指数を確認。

都道府県別、公共職業安定所別、併用など、各地域指数を選択している事業所数を集計し、割合を算出。

「〇〇別地域指数を選択している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注3) 以下の考え方に基づき、集計している。

「都道府県」：都道府県別地域指数のみを選択している事業所

「公共職業安定所」：公共職業安定所別地域指数のみを選択している事業所

「併用」：都道府県別と公共職業安定所別地域指数を職種や地域に応じて選択している事業所

「その他」：「地域指数は別表のとおりとする」等の記載があるが、別表の提出がなかった事業所などが含まれる。

### 5 通勤手当の支給状況

通勤手当の支給状況	通勤手当 (実費)	通勤手当 (定額支給)	合算により 支給	不明
選択の割合 (N=297)	88.2%	4.4%	5.1%	2.4%

(注1) 「合算により支給」は、通勤手当相当分を、時給額等を含めて支払っている場合などが含まれる。

(注2) 「不明」は、例えば、労使協定においては「通勤手当の支給は賃金規程による」と記載があるが、賃金規程の提出がなかった事業所などが含まれる。

(注3) 抽出された各事業所について、「労使協定書に通勤手当（実費/定額支給/合算）に関する記載がある事業所数／抽出された事業所数（有効）」を計算し、算出。

## 6 退職金の支給状況

退職金の支給状況	退職金制度の方法	退職金前払いの方法／合算	中小企業退職金共済制度等への加入の方法	その他
選択の割合 (N=297)	34.7%	54.9%	2.7%	7.7%

(注1) 退職金は、通達の第2の3により、次の選択肢1から3のいずれかを労使の話合いで選択する方法又は通達の第3の4による合算の方法によることとしている。

選択肢1 退職金制度に基づいて退職金を支給する方法（退職金制度の方法）

選択肢2 退職金の費用を毎月の賃金等で前払いする方法（退職金前払いの方法）

選択肢3 中小企業退職金共済制度や確定拠出年金等に参加する方法（中小企業退職金共済制度等への加入の方法）

(注2) 抽出された各事業所について、労使協定書の退職金に係る記載を確認・集計したもの。

「選択肢○を選択している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注3) 「その他」には、選択肢2と選択肢3の併用などが含まれる。

## 7 賃金の改善（法第30条の4第1項第2号口）の状況

賃金の改善の状況	高度な就業機会	昇給	別手当の支給	その他
選択の割合 (N=287)	76.7%	52.6%	38.7%	10.8%

(注1) 標本事業所の各事業所について、労使協定書の賃金の改善（労働者派遣法第30条の4第1項第2号口）に係る記載を確認・集計したもの。

「選択した賃金の改善（高度な就業機会等）を選択している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注2) 以下の考え方にに基づき、集計している。

「高度な就業機会」：派遣労働者の勤務評価の結果、派遣労働者の能力の向上があり、より高度な業務を行うことができること認められた場合に、より高度な業務に係る派遣就業機会を提供するなど。

「昇給」：派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務内容（例：等級がAランク、Bランク、Cランク）であっても、派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上があった場合に、基本給・手当額自体を増額するなど（号俸を上げる場合など）。

「別手当の支給」：派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務内容（例：等級がAランク、Bランク、Cランク）であっても、派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上があった場合に、例えば、基本給額・手当の1～3%の範囲で追加の能力手当を支給するなど。

「その他」：賞与の中で反映する場合や、「昇給は賃金規程による」等と記載があるが、賃金規程等の提出がなかった事業所などが含まれる。

## 8 締結主体・有効期間

締結主体	労働組合	過半数代表者
割合 (N=297)	6.4%	93.6%

有効期間	1年	2年	3年以上	その他
割合 (N=297)	71.7%	25.6%	1.3%	1.3%

(注1) 抽出された各事業所について、労使協定書の締結主体及び有効期間に係る記載を確認・集計したもの。

「労働組合（過半数代表者）と締結している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

「有効期間（1年／2年／3年以上／その他）別の事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注2) 「その他」には、「6ヵ月」や「1年6ヵ月」などが含まれる。

(注3) 労使協定書については、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）と締結することとなっている。

(注4) 有効期間については、画一的な基準を設けていないが、2年以内とすることが望ましいとしている。